

京都府女性起業オフィス入居者選定基準

<一般基準>

- 1 募集要項の基準を満たしていること
- 2 経営（運営）方針が明確で、経営者の意欲、事業遂行能力が高いと認められること
(起業・NPO創業に対する旺盛な意欲、明確な経営（運営）方針・事業遂行能力の高さ)
- 3 資金使途・資金調達計画の妥当性・実効性が高いと認められること
(資金使途・資金調達計画の妥当性・実効性、財務内容の健全性、起業の場合は収益力)
- 4 京都府女性起業オフィス入居による支援の必要性・効果が高いと認められること
(事業活動の場の確保に困難をきたしており当該施設入居を強く必要としているもの、当該施設に入居し、京都府男女共同参画センター から京都等からの支援を受けることにより、事業の飛躍的な発展が期待されるもの、将来的な事業展開において、地域との連携・協働が期待されるもの等)

<特別基準>

- 1 男女共同参画の視点を持った女性の起業のモデルとなる事業や、公共性、地域貢献性の高い事業が優先されます。
- 2 結婚や出産、介護等の理由で一時退職するなどブランクを経た、再チャレンジの女性が優先されます。